

災害時・緊急時に対応した避難経路等のバリアフリー化と情報提供のあり方に関する調査研究 報告書概要版

平成25年3月

国土交通省総合政策局安心生活政策課

1

■ 検討フロー

1. 本報告書の活用にあたって

目的及び対象とする範囲、活用の場面について整理

2. 東日本大震災による高齢者、障害者等の人的被害について

既往研究収集・整理により、東日本大震災における避難の課題を把握し、対応策の方向性を検討

3. 災害時・緊急時における高齢者、障害者等の困難について

当事者へのヒアリング調査等により、災害時・緊急時において困難な事項を整理

4. 高齢者、障害者等の避難における施設整備と情報提供の課題

災害時・緊急時における避難の課題（施設整備と情報提供）について整理

5. 施設整備と情報提供において求められる対応策

現地調査等により、整理した避難の課題に対応した対応策（施設整備と情報提供）と参考となる事例について整理

6. バリアフリー化されたまちづくりの普及推進方策

今後の災害に備え、バリアフリー化されたまちづくりを普及推進していく上での必要な事項について整理

2

1. 本報告書の活用にあたって

■ 本研究の目的

- 本研究は、東日本大震災において、高齢者、障害者等が情報、経路、施設等の整備状況により避難に支障があったことにかんがみ、災害時・緊急時に対応した避難経路等のバリアフリー化と情報提供のあり方について検討するものである。
- 高齢者、障害者等の避難においては、個人の対応、人的支援が必要な場面も想定されるが、本研究では、施設整備と情報提供に着目し、一歩ずつ避難環境の向上を進めていくという観点のもと、高齢者、障害者等の避難時における課題と対策について検討するとともに、参考となる整備事例について、学識者及び当事者等の参画を得て、抽出・整理を行いとりまとめたものである。

3

■ 対象とする範囲

人

- 高齢者、障害者等の避難時に何らかの困難を感じている者を対象とする。
- 避難時の困難とは「移動の困難」「情報の利用の困難」「周囲の無理解による困難」とする。

災害

- 予測が極めて困難で特に避難に緊急を要する地震災害及び津波災害を主な検討の対象とする。

避難
施設等

- 建築物や交通施設等の「発災時又は発災のおそれが生じた時」にいた危険な場所から、「避難する経路」を経て、「避難する場所」に到達する（安全が確保される）までを主な対象とする。

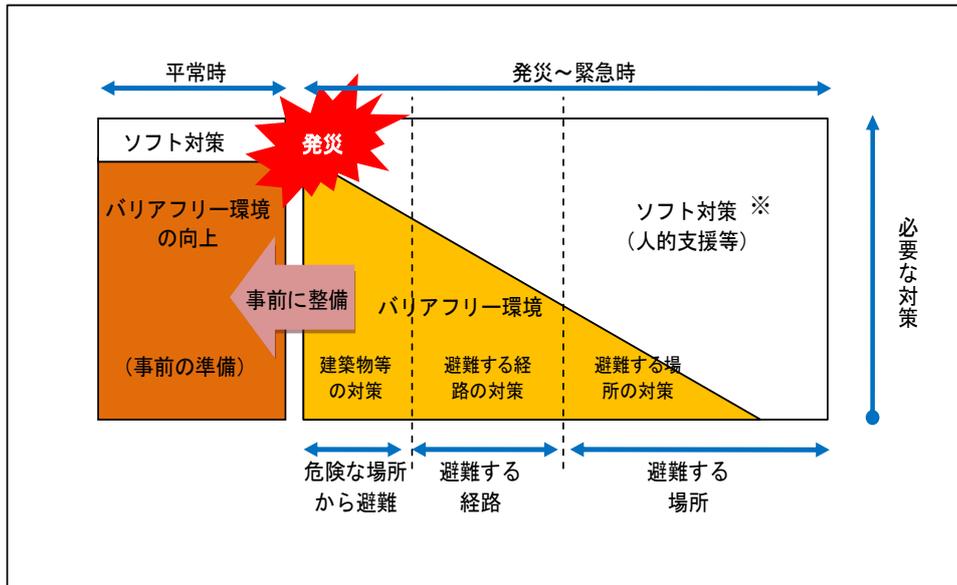
対策

- 避難する際の「避難する経路」及び「避難する場所」における施設整備と情報提供について検討する。
- 災害時・緊急時に円滑に避難を行うための、「平常時における備え」も対象とする。

4

■ 活用場面の想定

- 今後、避難する経路や避難する場所の整備、見直しを検討する際に高齢者、障害者等への配慮について参考とする資料として活用する。
- 避難訓練を実施する際に、高齢者、障害者等への配慮をともなったバリアフリー環境整備の観点を取り入れてもらうための参考とする資料として活用する。



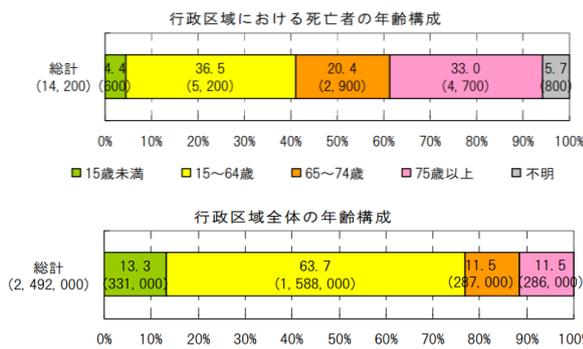
※ソフト対策（人的支援等）は、内閣府において別途検討

5

2. 東日本大震災による高齢者、障害者等の人的被害について

■ 高齢者の人的被害について

- 東日本大震災の死者は、高齢者の割合が高い。
- 死者の半数以上（53.4%）が65歳以上。



※出典：「東日本大震災の津波被災現況調査結果（第2次報告）」平成23年10月4日国土交通省都市局

※若手、宮城、福島県の3県37市町村について、震災により亡くなられた方の年齢構成を把握したもの。分析時点までにデータが得られた13市町、8,202人の死者を対象としている。死亡者の被災場所は不明であるため、死亡者の居住地により分析している。



※若手県・宮城県・福島県の人口構成比は、「平成22年国勢調査」総務省統計局による。東日本大震災の死者の人口構成比は、平成23年（2011）人口動態統計（確定数）の概況」平成24年9月6日厚生労働省による。

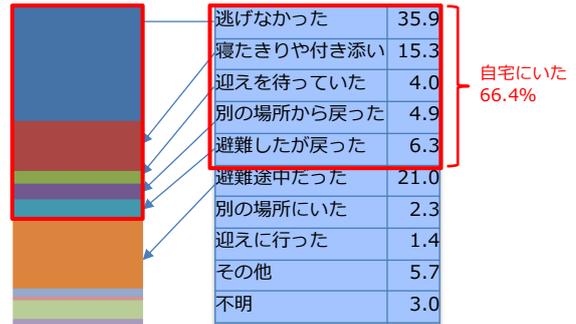
■ 障害者の人的被害について

- 障害者の死亡率は、総人口に対する死亡率の約2倍と、障害者の死者の割合が高い。
 - 被災3県27市町村の太平洋沿岸の人口約124万人のうち、
 - 死者数は約1.3万人（人口全体に対する死者の割合は約1%）
 - 障害者の死者数は、約1千4百人（障害者の人口約6.8万人に対する割合は約2%）

6

■ 亡くなった原因・理由

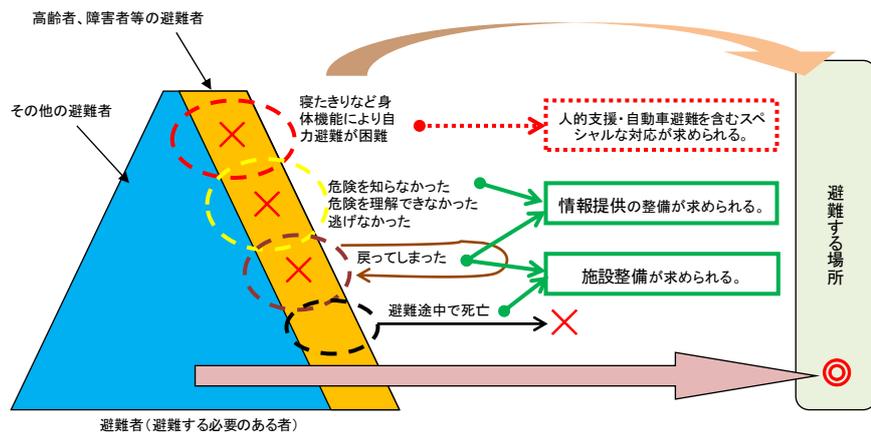
- 「寝たきりや付き添い」「迎えを待っていた」という自力避難が困難な死者は20%。
- 「自宅」にいた死者は66%。
- 「自宅」にいて、「逃げなかった」「戻ってしまった」死者は46%。
- 自宅から出たものの「避難途中」での死者は約21%。



※出典：「東日本大震災における石巻市で亡くなった方の津波来襲時の居場所および行動に関する調査」（第32回地震工学研究会公演論文集（2012年10月））三上ら、をもとにした津波避難合同調査まとめ。報道資料（2012.12.18朝日新聞デジタル）から抜粋。※数字は割合（%）。四捨五入のため100%にはならない。

■ 対策の方向性について

- 人的被害を軽減させるために、
- 避難行動に移るために必要な情報の提供
- 避難にあたっての困難の解消が必要。

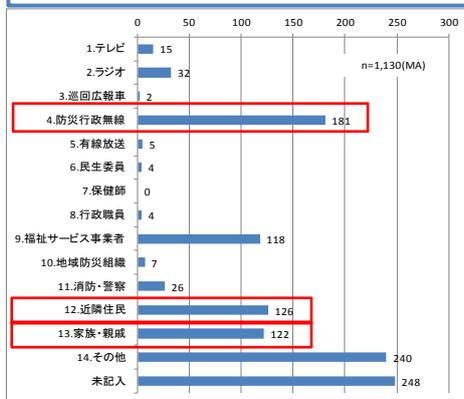


7

■ 東日本大震災における障害者の避難について

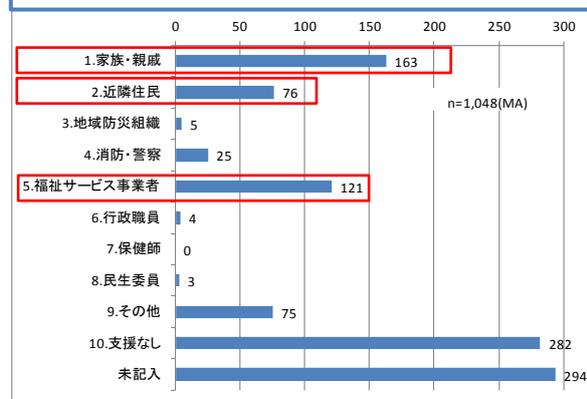
- 「防災行政無線」「近隣住民」「家族・親戚」など身近な者から避難情報を入手。
- 「家族・親戚」「福祉サービス事業者」「近隣住民」など身近な者が避難誘導を支援。
- 「防災行政無線」による情報提供の充実、音声情報を入手できない方への情報提供の配慮、身近な者が避難誘導の支援をしやすい環境整備が求められる。

東日本大震災における避難情報の入手方法



「防災行政無線」= 17.8%（回答者数1,016人に対する割合）、「近隣住民」= 12.4%、「家族・親戚」= 12.0%、「福祉サービス事業者」= 同11.6%が上位であり、テレビやラジオ等のマスメディア、行政職員や消防・警察といった回答は少なく、身近な者から情報を得ていたことがわかる。

東日本大震災における避難誘導の支援



「家族・親戚」= 16.0%（回答者数1,016人に対する割合）、「福祉サービス事業者」= 11.9%が上位であり、行政職員等といった回答は少なく、身近な者から誘導支援を得ていたことがわかる。「その他」「支援なし」、「未記入」には、避難しなかった場合が含まれていることが考えられる。

出典：日本障害フォーラム（JDF）実施調査（2012年7月～11月実施）

調査対象：陸前高田市の障害者手帳所持者と自立支援医療利用者1,357人、訪問調査による面談者数1,016人から回答を得たもの。

8

3. 災害時・緊急時における高齢者、障害者等の困難について

■ 発災時
又は発災の
おそれが生
じた時

危険がわからない

(視覚、聴覚、知的、発達障害)

(注)的確に情報を伝える

- ▶困っている人がいたら、具体的な言葉で、ゆっくり、はっきり、短く、具体的に情報を伝える。
- ▶聞こえない場合、声をかけてもわからないので、見える位置から状況を伝える。
- ▶知的、発達、精神障害の方に対しては、強い口調は避ける。 など

危険がわからない

(視覚、聴覚、知的、発達障害)

(注)その人にあった 支援、介助を行う

- ▶困っている人がいたら、希望の介助方法を聞いて対応。
- ▶視覚障害者の場合は、半歩前を二人分の幅員をとり、階段などの状況を伝えながら歩いて誘導。
- ▶聞こえない人を見つけたら、誘って一緒に逃げる。
- ▶わかりやすい言葉で具体的に伝える。理解できない場合は、手を引きながら誘導。
- ▶介助者がいる場合でも、介助者に過度の負担がかからないよう、介助者とともにサポートする。 など

逃げるできない

①どこに逃げればいいのかわからない (視覚、聴覚、知的、発達障害)

②困っていることが伝えられない (視覚、聴覚、知的、発達、精神障害)

③自力で逃げるできない (車いす、視覚、聴覚、知的、発達障害)

④平常時と違う状況に対応できない (視覚、聴覚、知的、発達、精神障害)

■ 避難して
いるとき
(避難する
経路にて)

9

3. 災害時・緊急時における高齢者、障害者等の困難について

■ 避難
した
先で

(避難
する
場所
にて)

避難場所の環境に対応できない

①大勢のいる大空間に対応できない (車いす、視覚、知的、発達障害)

②いつもと違う状況で不安になる (知的、発達、精神障害)

③個々の障害の特性による事情により対応できない (共通、車いす、視覚、知的、発達、精神障害)

(注)その人にあった支援、 介助を行う

- ▶体温調節が難しい場合などは、別の部屋を用意するなどの配慮。
- ▶居場所がわからなくなったりする場合は、広い空間の中央部などは避け、壁沿いなどに場所を確保。居場所をわかりやすくするため、間仕切りを設置。
- ▶不安定になっている時などは、大声で叱ったりせず、その場から離して気持ちを静めるなどの対応。
- ▶薬を飲むこと、静かに寝ることに対する配慮。 など

トイレが使えない

①トイレを使うことができない (車いす、視覚、知的、発達障害)

②普段と違うトイレの使い方がわからない (共通、視覚、知的、発達障害)

(注)体調にも影響する重要 事項のため、細やかなサポート を行う

- ▶介助が必要な場合に遠慮せずに介助が依頼できるようにする配慮。
- ▶建物内のトイレは、高齢者、障害者等が優先で使えるような配慮。
- ▶使い方が変更になった場合は、その都度情報を提供。 など

10

3.災害時・緊急時における高齢者、障害者等の困難について

■避難した先で (避難する場所にて)

情報を入手できない・ 入手しにくい

- ①聴覚による情報が
入手できない・入手しにくい
(聴覚障害)
- ②視覚による情報が
入手できない・入手しにくい
(視覚障害)
- ③視覚・聴覚による情報が
入手できない・入手しにくい
(盲ろう者)

情報を理解しにくい

(知的、発達、精神障害)

(注°ト)

①音声による情報は文字で提示する

- ▶筆談のための筆記用具、ボードなどを準備。
- ▶手話通訳、要約筆記者を配置し、その近くに利用者を配置する
- ▶「障害者用情報受信機」を設置し、手話通訳付き、字幕付き、解説付きの報道に関する情報を提供する など

②繰り返し音声で情報を流す

- ▶周囲に音声が目立つ中では個別に情報を伝える
- ▶録音したものを渡す など

③手書き文字などで伝える

- ▶少し見える場合や少し聞こえる場合もあるので、伝えようという姿勢で、状況に応じた手段を選択する。 など

(注°ト)情報を理解しにくい人を発見し、必要な情報を提供する

- ▶ヘルプカードを持っている場合はそれを参考としつつ、その人に合う方法で情報を伝達するように努める。 など